

# 「学生等の学びを継続するための緊急給付金」のご案内

新型コロナウイルス感染拡大の影響を踏まえ、アルバイト収入の減少などにより、学生生活の継続に支障をきたす学生等を対象に現金を支給する事業です。

本事業は、家庭から自立してアルバイト等により学費を賄っていることや、新型コロナウイルス感染症拡大の影響でその収入が大幅に減少していることなどの要件を満たす学生が対象となります。

学校において申請内容を踏まえて候補者を選考し、推薦枠の範囲内で推薦いたします。

## 1. 支給額について

- ・10万円

## 2. 支給要件について

1. 日本学生支援機構の給付奨学金受給者（令和3年12月10日の支給を受けている者）※個別に連絡します。
2. 以下の①～⑤を満たす者として学校が推薦する者
  - ① 原則として自宅外で生活をしている（※1）（自宅生についても、経済的に家庭から自立している学生等は対象）
  - ② 家庭からの多額の仕送りを受けていない（※2）
  - ③ 家庭（両親のいずれか）の収入減少等により、家庭からの追加的支援が期待できない
  - ④ 新型コロナウイルス感染症によりアルバイト収入に影響を受けており（※3）、次のいずれかの状況となっている
    - 1) 新型コロナウイルス感染症の影響で想定していたアルバイト収入が得られない状況が継続している
    - 2) コロナ禍前と比較して、アルバイト収入が大きく減少（50%以上減少）し（※4）、その状況が本年度になつても改善していない
    - 3) アルバイト収入が増加や一定水準に達していたとしても、家庭の経済状況が悪化したこと等の理由により、アルバイト収入を増やさざるを得ず、修学の継続が困難となっている
  - ⑤ 既存制度について以下の条件のうちいずれかを満たす
    - 1) 高等教育の修学支援新制度に申込みをしている者又は利用を予定している者であって、第一種奨学金（無利子奨学金）の限度額まで利用している者
    - 2) 高等教育の修学支援新制度の対象外であって、第一種奨学金（無利子奨学金）の限度額まで利用している者
    - 3) 要件を満たさないため高等教育の修学支援新制度又は第一種奨学金（無利子奨学金）を利用できないが、民間等を含め申請が可能な支援制度を利用している者又は利用を予定している者
3. 上記2.を考慮した上で、経済的理由により修学の継続が困難であると学校が必要性を認め推薦する者

（※1）自宅外で生活しているとは、あなたが生計維持者のもとを離れて家賃を支払って生活している状態のことをいいます。申請にあたっては、自宅外通学であるということの証明書類（アパート等の賃貸借 契約書のコピー等）の提出が必要です。

（※2）自宅外で生活する者において、家庭からの多額の仕送りを受けるとは、家庭からの仕送り額年間150万円以上（授業料を含む 入学料を含まない）を目安とします。

（※3）あなたが勤めるアルバイト先が雇用調整助成金の支援対象となっており、かつ雇用主から休業手当が支払われている場合は、当該手当をアルバイト収入とみなします。

（※4）2020年1月以降で、あなたのアルバイト収入が大きく減少した月が「当月」となります。

### **3. 申請手続きについて**

文部科学省 Web サイト 「学びの継続」のための『学生支援緊急給付金』

[https://www.mext.go.jp/a\\_menu/koutou/hutankeigen/mext\\_00003.html](https://www.mext.go.jp/a_menu/koutou/hutankeigen/mext_00003.html)

上記のサイトの「学生の皆様向けページ」へアクセスし、必要書類をダウンロードして下さい。

- ・申請の手引き(学生・生徒用)
- ・様式 1 「申請書」
- ・様式 2 「誓約書」

### **4. 申請書類の提出について**

手引き(学生・生徒用)のP5「3.申込手順等」を確認して下さい。

「申請書」と「誓約書」および申請の手引きのP6に記載されている必要書類を提出して下さい。

(本校ではスマートフォン(LINE含む)での申請は受け付けておりません)

### **5. 提出期限について**

下記期限までに学校事務局へ持参または郵送すること。

2022年1月12日(水)17:00必着

### **6. 留意事項**

- ・手引きを必ず熟読してください。
- ・必要に応じて申請者本人にヒアリングを行うことがあります。
- ・申請受付後、学校での選考、推薦を経て申請者本人の口座に日本学生支援機構より振込まれます。  
申請の手引きP3に記載のとおり、支給の決定通知はありません。口座への振込をもって、支給決定の通知となります。
- ・学校ごとに推薦枠があるため、申請いただいても該当にならない場合があります。
- ・申請後に申請書類に虚偽があった場合は、全額返還しなければなりません。

#### **書類提出先・問い合わせ**

〒371-0846 群馬県前橋市元総社町152

群馬社会福祉専門学校 事務局

TEL 027-253-0345